

調査の背景

- 近年、中山間地域での人間活動の低下や里山利用の縮小等により、**クマ類**（ヒグマ及びツキノワグマ）の**分布域が拡大し、市街地や集落など人の生活圏へのクマ類出没も地域社会の喫緊の問題**となっている。**令和5年度にはクマ類による人身被害件数が過去最高**（令和4年度の75件から5年度は219件に急増）を記録
- 平成26年の鳥獣保護管理法改正により、従来の「鳥獣（鳥類又はほ乳類に属する野生動物）の保護」に加え「**管理**」（生息数の減少や生息分布域の範囲縮小等）**が法的に位置付けられるとともに、令和6年度にはニホンジカ等に加えクマ類が指定管理鳥獣**（集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣）に指定され、これらの**管理強化が求められている**。

現 状

- 複数の地方公共団体にまたがって広域的に分布又は移動するクマ等に対し、それぞれの地方公共団体が単独で生息状況の把握や捕獲等の対策を実施している。
- 指定管理鳥獣の捕獲等を行う担い手の減少や高齢化が進み、生息数増加や生息域拡大に対応した捕獲等に苦慮している。
- 専門的知見を有する職員が不足し、野生動物の管理施策の検討・実施に苦慮している。

想定される課題

- クマ等の管理施策において、**生息状況、被害状況等の広域的な情報が少ないことから、地方公共団体では適確な個体数管理の実施に苦慮しているのではないか。**
- 捕獲等に係る**各種手続や業務の効率化**により、被害防止に取り組む関係者（捕獲従事者、地方公共団体職員等）の**負担軽減につながるのではないか。**
- **国による地方公共団体への技術的支援や相互連携を進めることが求められているのではないか。**

調査の方向性

- 野生動物による各種被害の状況等を踏まえた国、地方公共団体等の取組状況を調査し、**限られた人員・体制での実施を前提とした被害防止に資する方策を検討**
- ・ 国、地方公共団体等における指定管理鳥獣に係る管理施策の実施状況
 - ・ 国、地方公共団体等での広域的な連携状況 等

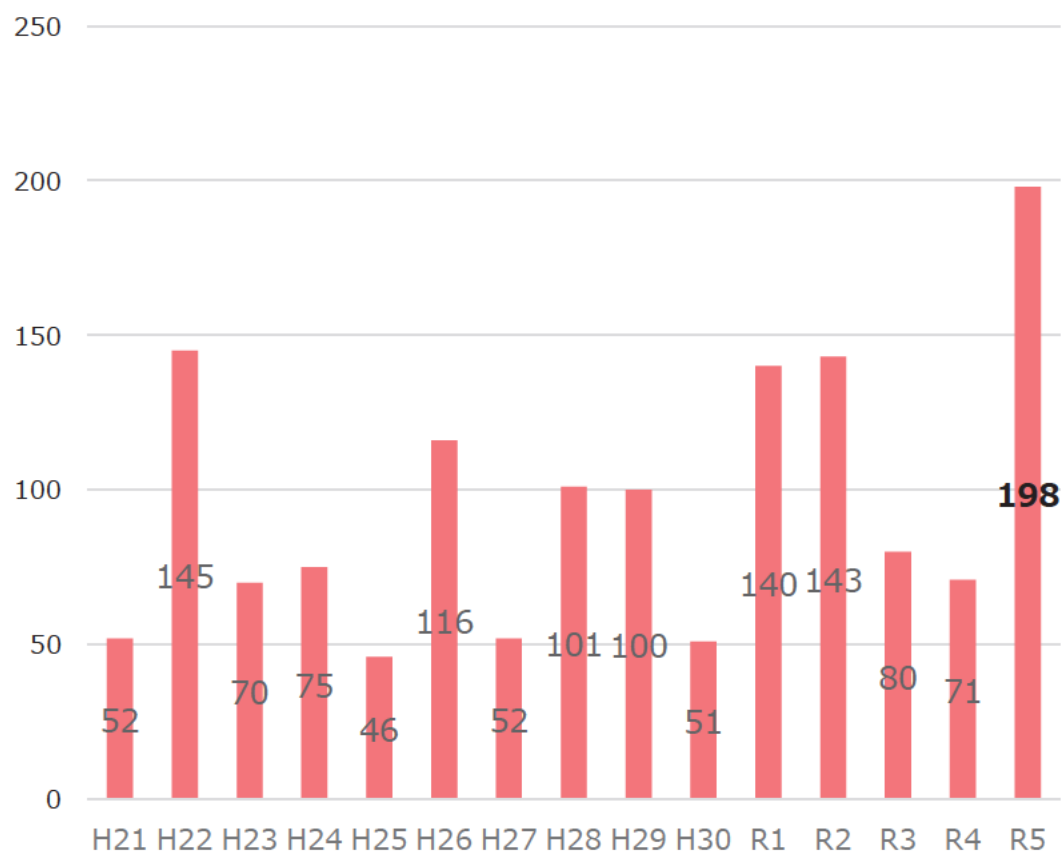
※1 ニホンジカ及びイノシシについては、生息数増加や生息域拡大により生態系や農林業に深刻な影響を与えており、平成27年に指定管理鳥獣に指定

※2 本年4月の鳥獣保護管理法の改正により、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に銃猟が可能となる予定

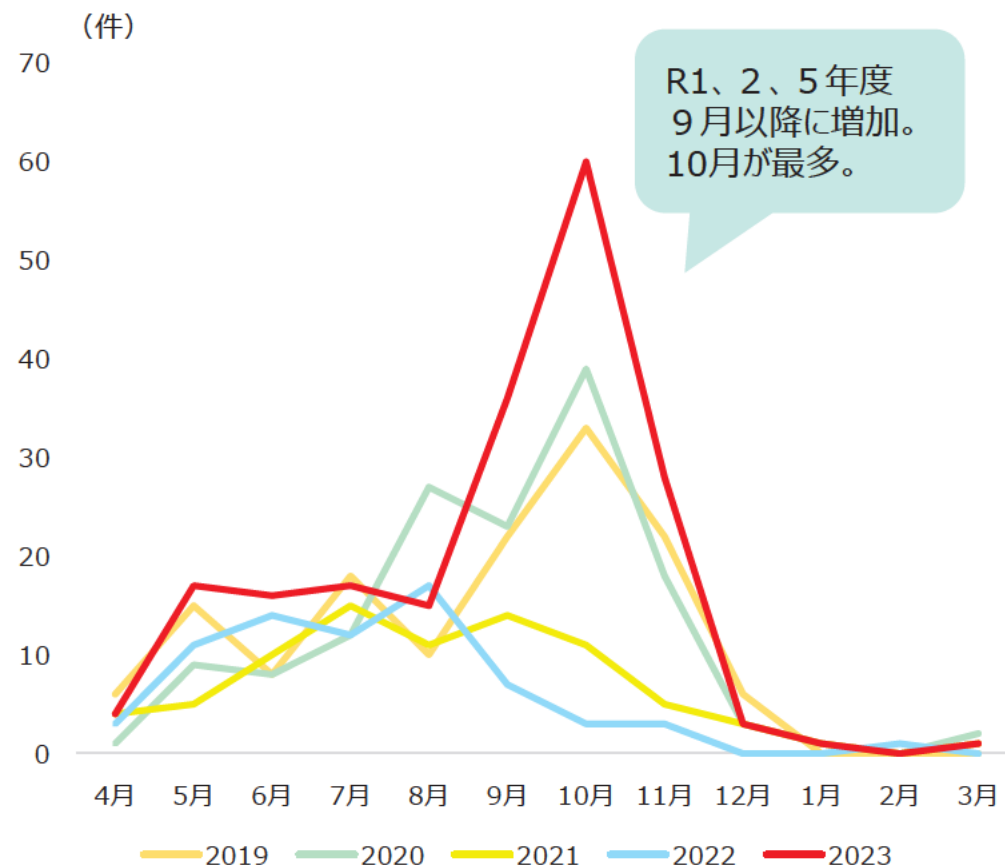
別紙 1 : クマ類による人身被害の発生状況（全国）

- 令和5年度のクマ類による人身被害の発生件数（人数）は198件（219人、うち死亡6人）となっており、統計のある平成18年度以降で過去最多。
- 令和5年度は、9月以降に顕著に増加し、10月の人身被害の発生件数は過去最多。

クマ類による人身被害件数



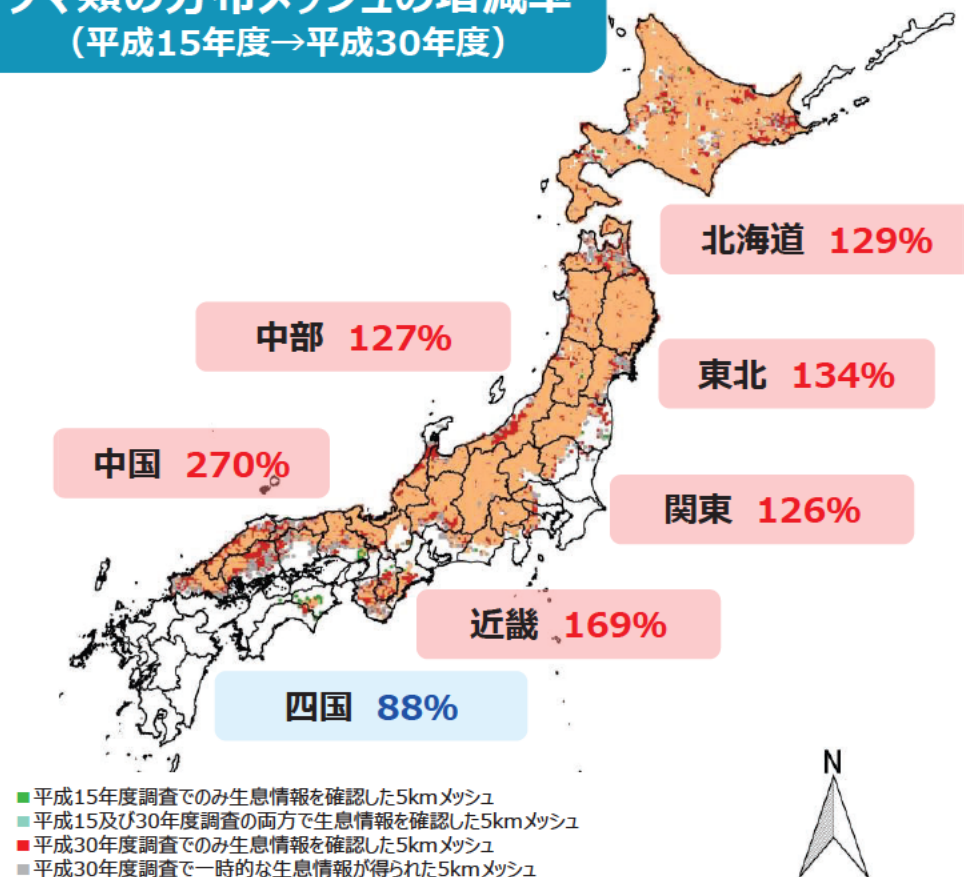
直近5年の人身被害件数（月別）



別紙2：クマ類（ヒグマ・ツキノワグマ）の生息状況

- **ヒグマ**は、北海道に広く生息。平成15年度と30年度の比較で**分布域は約1.3倍に拡大**。令和2年度の推定個体数は、中央値11,700頭で**30年間で2倍以上に増加**。
- **ツキノワグマ**は、本州及び四国の33都府県に恒常的に分布。平成15年度と30年度の**比較で分布域は約1.4倍に拡大**。他方、**四国は分布域は縮小**、九州は絶滅。また、平成11年の特定鳥獣保護管理計画制度創設以降、本州の多くの地域で**推定個体数は増加又は個体群は安定化**。

クマ類の分布メッシュの増減率 (平成15年度→平成30年度)

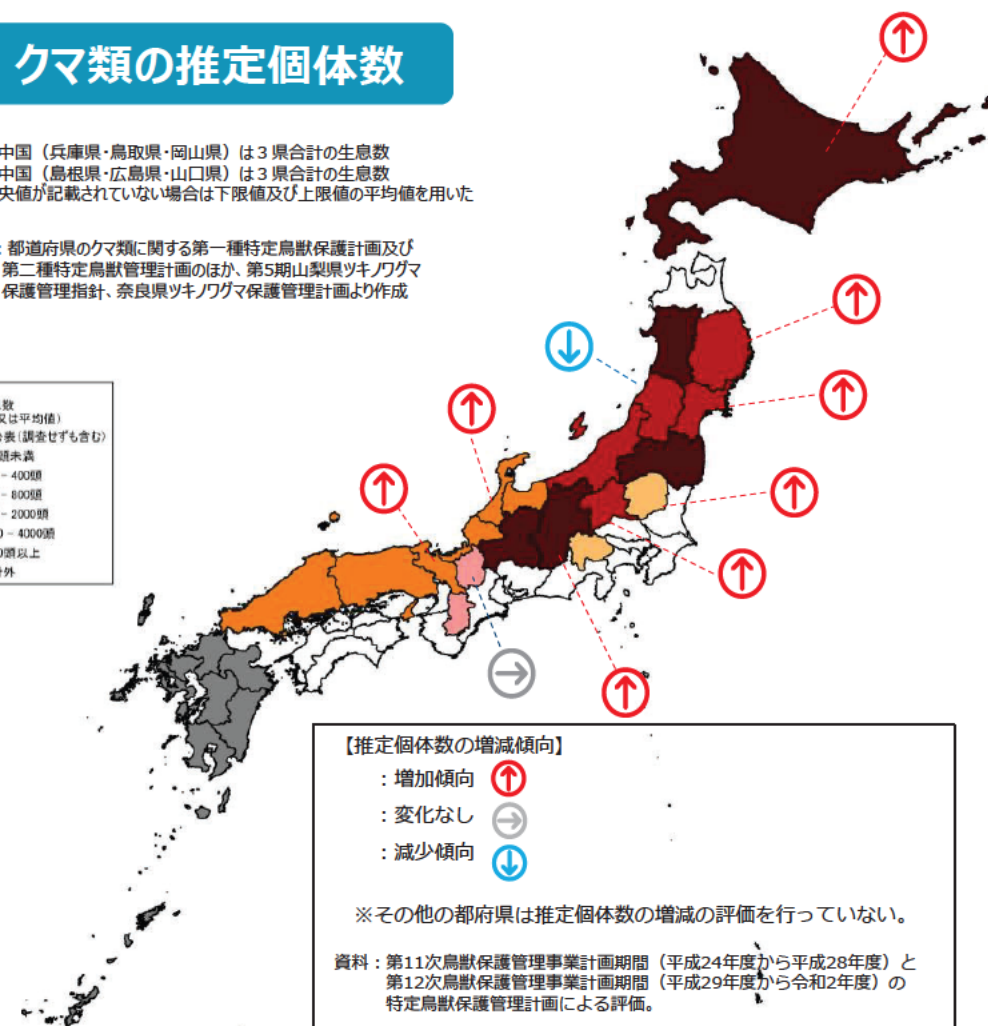


出典：環境省

クマ類の推定個体数

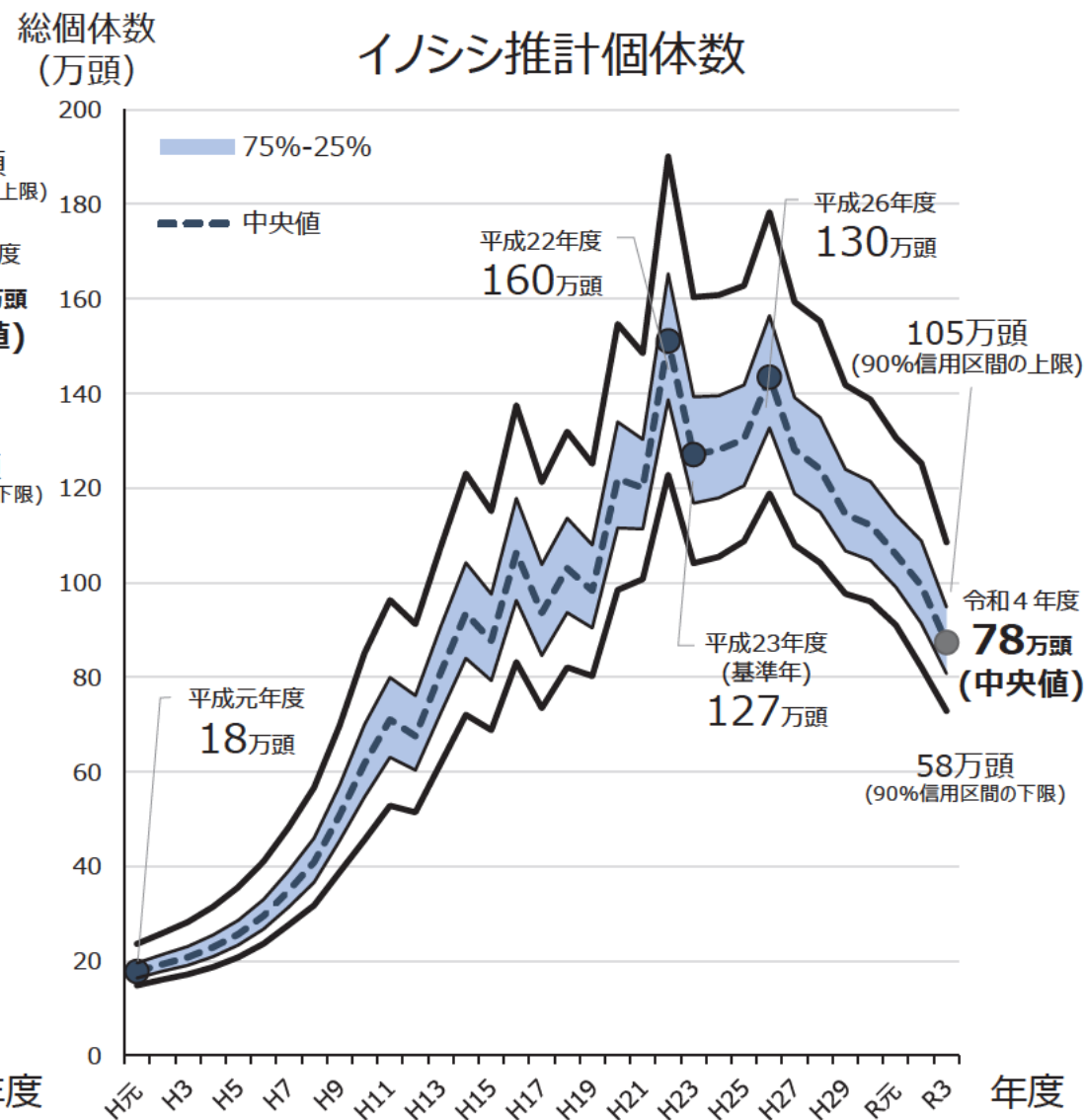
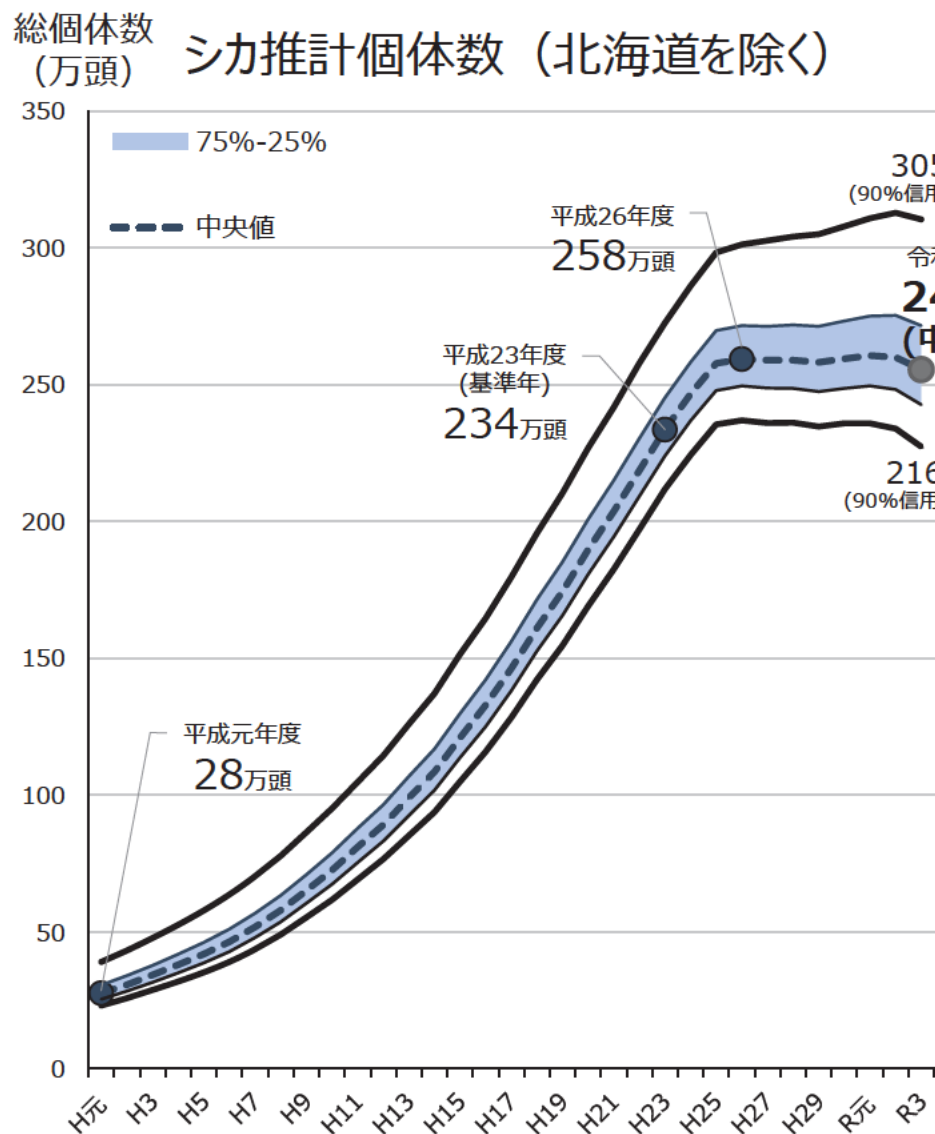
※1 東中国（兵庫県・鳥取県・岡山県）は3県合計の生息数
※2 西中国（島根県・広島県・山口県）は3県合計の生息数
※3 中央値が記載されていない場合は下限値及び上限値の平均値を用いた

資料：都道府県のクマ類に関する第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画のほか、第5期山梨県ツキノワグマ保護管理指針、奈良県ツキノワグマ保護管理計画より作成



別紙3：シカ・イノシシの個体数推計結果

- シカは平成元年度～令和4年度で約9倍（中央値）に増加。平成26年度以降はほぼ横ばいで推移。
- イノシシは平成元年度～令和4年度で約4倍（中央値）に増加。平成26年度以降は大幅な減少傾向。



【出典】「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について」（環境省）

別紙 4 : クマ類の保護管理政策体系（一例）

